

(第9回) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会
議事概要

日時	2025年 3月 14日 (金) 16:00 ~ 17:00
出席者	別添の通り
場所	Webでのオンライン開催

《冒頭挨拶》

【内閣感染症危機管理統括庁 日下審議官】

本年度、長崎大学のBSL4施設が、感染症法上の特定一種病原体等所持施設として指定された。今後は特定一種病原体等の所持に向け、住民の不安解消や理解促進に向けた取組を継続しつつ、着々と準備を進められるところと承知している。

また、令和7年度には、長崎大学と同じくBSL4施設を有する国立感染症研究所と、国立国際医療研究センターの2つの組織が統合し、新たに国立健康危機管理研究機構（JIHS）が立ち上がることになる。JIHSに期待される役割として、参考資料2に以下が明記されている。

- ・長崎大学に対して、安全管理の観点から技術的な助言を行うこと
- ・研修スタッフを相互に派遣すること

本日は国立感染症研究所及びJIHSを所管する厚生労働省も参加いただいているため、今後の連携を強化する良い機会であり、それぞれの立場から忌憚なきご意見をいただきたい。

《説明》

- ・厚生労働省から、以下について説明。
 - ・令和7年1月24日に感染症法施行令を改正する政令が公布され、長崎大学を特定一種病原体等所持者の指定の対象となりうる法人として規定したこと
 - ・同日付で長崎大学を特定一種病原体等所持者として、また、長崎大学内の高度感染症研究センター実験棟（BSL4施設）を特定一種病原体等所持施設として大臣指定したこと
 - ・今後は、感染症法に基づく特定一種病原体等所持者への定期的な立入検査等を通じて監督・指導を適切に実施すること
 - ・特定一種病原体等を輸入又は譲り受けするためには、厚生労働大臣の指定又は承認が別途必要となること
- ・文部科学省から、資料1に基づき、長崎大学における高度安全実験施設（BSL4施設）整備及び運営に関する進捗状況等を説明。
- ・長崎大学から、資料2に基づき、高度感染症研究センター実験棟の対応状況を説明。

《意見交換》

(特に意見等無)

(別添)

(第9回) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会
出席者

氏名	役職
日下 英司	内閣官房内閣審議官 (内閣感染症危機管理統括庁)〈主査〉
仙波 秀志	内閣官房内閣審議官 (健康・医療戦略室次長)
松浦 重和 (代理: 文部科学省研究振興局研究振興戦略官 大月 光康)	文部科学省大臣官房審議官 (研究振興局及び高等教育政策連携担当)
佐々木 昌弘 (代理: 厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対 策室長 水野 嘉郎)	厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
俣野 哲朗 (代理: 国立感染症研究所ウイルス第一部部長 海老原 秀 喜)	国立感染症研究所副所長
森内 浩幸	長崎大学高度感染症研究センター センター長
安田 二郎	長崎大学高度感染症研究センター 副センター長 (研究・BSL-4施設担当)
浦 真樹 (代理: 長崎県福祉保健部部長 新田 惇一)	長崎県副知事
柴原 慎一 (代理: 長崎市市民健康部部長 島村 昭太)	長崎市副市長
鷺見 学 (代理: 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対 策課感染症情報管理室長 横田栄一)	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長